

添付法令資料 4 :

IT ベースの株式募集を通じた基金寄付サービス
(エクイティ・クラウドファンディング) に関する 2018 年 12 月 31 日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.37/POJK.04/2018 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 6 条)
- 第 2 章 基金寄付サービスの実施者
 - 第 1 節 許可 (第 7 条及び第 8 条)
 - 第 2 節 事業活動 (第 9 条)
 - 第 3 節 要件
 - 第 1 款 法人の組織 (第 10 条及び第 11 条)
 - 第 2 款 資本 (第 12 条)
 - 第 3 款 人的資源の適性 (第 13 条)
 - 第 4 節 許可申請手続き (第 14 条)
 - 第 5 節 所有の変更 (第 15 条)
 - 第 6 節 義務及び禁止 (第 16 条及び第 17 条)
 - 第 7 節 報告 (第 18 条ないし第 21 条)
 - 第 8 節 実施者による許可の返却 (第 22 条)
- 第 3 章 基金寄付サービス
 - 第 1 節 実施者の表明 (第 23 条)
 - 第 2 節 株式募集制限 (第 24 条ないし第 26 条)
 - 第 3 節 募集期間 (第 27 条及び第 28 条)
 - 第 4 節 株式の購入 (第 29 条)
 - 第 5 節 基金及び株式の譲渡 (第 30 条及び第 31 条)
 - 第 6 節 セカンダリー・マーケット (第 32 条)
- 第 4 章 基金寄付サービスの利用者
 - 第 1 節 発行者 (第 33 条ないし第 37 条)
 - 第 2 節 株式所有権の証明 (第 38 条)
 - 第 3 節 発行者の報告 (第 39 条及び第 40 条)
 - 第 4 節 株式保有者の登録 (第 41 条)
 - 第 5 節 投資家 (第 42 条及び第 43 条)
- 第 5 章 基金寄付サービス合意
 - 第 1 節 実施者と発行者間の基金寄付サービス実施合意 (第 44 条)
 - 第 2 節 実施者と投資家間の基金寄付サービス実施合意 (第 45 条)
- 第 6 章 リスク緩和 (第 46 条ないし第 48 条)
- 第 7 章 基金寄付サービス実施情報技術システムのガバナンス
 - 第 1 節 データ・センター及びディザスタリカバリセンター (第 49 条)

第2節	データの機密保持（第50条）
第3節	監査の履歴（第51条）
第4節	セキュリティ・システム（第52条）
第8章	基金寄付サービスの利用者の教育及び保護（第53条ないし第63条）
第9章	電子署名（第64条）
第10章	顧客識別原則（第65条）
第11章	制裁規定（第66条ないし第68条）
第12章	雑則（第69条）
第13章	経過規定（第70条及び第71条）
第14章	終則（第72条及び第73条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所